

国民健康保険に加入されている40歳～74歳の方

受けましたか？ 特定健診



～症状がなくて元気だからこそ、年に一度は必ず健診を受けましょう～
健診の結果はあなたの生活を映す鏡です。健診を受けて、ご自身の健康を振り返りましょう。

受診期限：令和5年1月31日(火)まで

10月以降はインフルエンザの予防接種が始まり、医療機関が混む場合があります。

受診はお早めに！

まずはお申込みを！ かかりつけの病院や健診機関に予約をしてから受診してください。

「特定健診」を受けていただける町内医療機関です。※町外にある特定健診実施機関でも受診できます。

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
石川医院	蚊野1882番地	0749-37-2007	野口小児科	沓掛388番地	0749-42-3050
せークリニック	中宿31番地3	0749-42-7506	上林医院	目加田882番地	0749-37-2003
北村医院	蚊野1732番地	0749-37-2008	矢部医院	愛知川1332番地1	0749-42-2167
中川クリニック	沓掛382番地	0749-42-2225	成宮クリニック	市917番地7	0749-42-2620

健診の内容 計測(身長・体重・血圧・腹囲)・問診・血液検査・尿検査・内科診察
*貧血検査、心電図検査、眼底検査については、該当者のみ実施します。

持ち物 特定健康診査受診券(ピンク色の紙)、質問票(記入済のもの)
国民健康保険被保険者証、自己負担金500円

国民健康保険に加入中で以下に該当する方

- ★お勤め先での健診、人間ドックを受けられた方 → 健診結果
- ★かかりつけ医療機関に通院中の方 → 検査結果

生活習慣病(高血圧・脂質異常症・糖尿病)で定期的に医療機関を受診されている方へ

かかりつけ医から町ヘデータを提供していただける制度(治療中患者情報提供制度)があります。
制度の利用について自己負担はありません。詳しくは、かかりつけ医療機関もしくは健康推進課までお尋ねください。



10月17日から10月23日まで「薬と健康の週間」です。

薬に対する不安を解消し、正しく使用することによって、薬はその効果を最大限に発揮することができます。薬を使用するときには、その量や使い方について、医師や薬剤師などの専門家に気軽に相談しましょう。

また、使用中の薬を含め、「薬」について何でも相談できる「かかりつけ薬剤師」や「かかりつけ薬局」を決めていただくことが大切です。「かかりつけ薬剤師・薬局」では、薬が重複していないか、薬同士の相互作用がないかチェックしてもらえます。

さらに、正しい服用方法や注意しなければならないことについて情報を提供してもらえます。「かかりつけ薬剤師・薬局」をお住まいの近くなどで決めていただくとういでしょう。

薬局に関する情報は「薬局機能情報提供制度」に基づき、「医療ネットしが」(<http://www.shiga.iryu-navi.jp/qport/kenmintop/>)で公開しています。

☎ 健康推進課(愛知川庁舎) ☎0749-42-4887



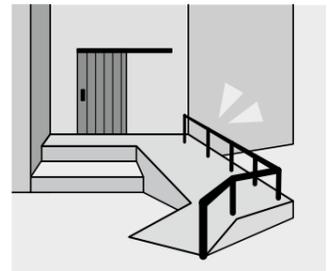
介護保険の住宅改修

要介護(要支援)認定を受け、在宅で生活をしている方が、心身の状態に応じて、手すりの取付け等の設置工事を行った場合に、居宅介護住宅改修費を支給します。支給は、改修費用の9割(一定以上所得のある方は8割または7割)で、1人につき改修費用20万円を上限とします(数回の工事に分けて使うことも可能です)。

住宅改修を行うときは、事前にケアマネジャーに相談し、工事前に必ず町に住宅改修事前承認申請書を提出してください。

対象となる工事

1. 手すりの取付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
4. 引き戸等への扉の取替え
5. 洋式便器等への便器の取替え
6. その他、1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修



手続きの流れ

1. ケアマネジャー等に相談(担当ケアマネジャーがない場合、愛荘町地域包括支援センターに相談)します。
2. 改修内容等を決定します。
3. 事前申請書類一式を町に提出します。
4. 町で事前申請書類を審査、適当と認められた場合、町から住宅改修事前承認通知書を送付します。
5. 町からの連絡後(住宅改修事前承認通知書受領後)に着工します(連絡前の着工は支給対象となりませんのでご注意ください)。
6. 工事完了後、改修費用全額を施工業者にお支払いください。
7. 住宅改修支給申請書類一式を町に提出します(支給申請書は事前承認通知書送付時に同封します)。
8. 町で支給申請書類を審査、審査終了後、居宅介護住宅改修費が支払われます。



注意事項

- ・工事着工前に必ず町の事前審査を受けてください(事前審査前の着工は支給対象外となります)。
- ・介護保健施設や医療施設に入院(入所)期間中は、支給の対象となりません。
- ・単なる老朽化や故障等が原因となる改修は認められません。
- ・新築および増築の場合の支給は認められません。
- ・住民票がある住所地の建物が支給対象となります。



☎ 福祉課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7691